

「岡山市における 犯罪被害者等支援への取り組み」

岡山市長 大森 雅夫



皆様方におかれましては、日頃より、犯罪被害者支援にご尽力いただき心より敬意と感謝を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態が発生し、日常生活のあらゆる場面で耐えることの多い一年であったと思います。

岡山市では、感染拡大防止と社会経済活動とのバランスを取りながら、感染防止対策や市民・事業者への緊急的な支援など、時機に応じた対策を講じてまいりました。

一方で、コロナ禍においても、犯罪は依然として発生し続けており、誰もが犯罪被害者になりうる状況に変わりはありません。犯罪被害を受けた方の心痛や損失は筆舌に尽くしがたいものがあり、犯罪被害者の方々の心理的負担の軽減を図るため、岡山市では、全国の政令指定都市に先駆けて、平成 22 年 12 月に「岡山市犯罪被害者等基本条例」を制定し、全庁的に犯罪被害者支援の体制を整えました。具体的には総合相談窓口の開設や生活支援としての一時的な住居の確保、犯罪被害者等支援庁内連絡会議及び職員研修の定期的な開催、市民の方へ犯罪被害者等への理解を深めるための啓発事業さらには犯罪被害者等支援団体への補助金による支援などをこれまで着実に行ってまいりました。

当条例の制定から 10 年が経過し、犯罪被害者支援の必要性が、国の犯罪被害者等基本計画にも示される中、岡山市としてもより一層の支援策を講じていく必要があると考えております。今後とも「被害者サポートセンターおかやま」をはじめ様々な関係機関の方々と手を携えながら、犯罪被害者の支援に取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、犯罪被害者支援により一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

●●●●●●●● V S C O この 1 年のあゆみ (事業報告) 2020 年 1 月～2020 年 12 月

事業名	実施内容
電話面接・直接支援など	近年多くなった性的被害の相談に対応するために、平成 28 年 9 月 20 日「性犯罪被害者等支援センターおかやま」を立ち上げ、性犯罪被害に特化した相談窓口と専用電話を設置しました。令和 2 年 9 月 1 日、性暴力被害にも対応するため、「性暴力被害者支援センター『おかやま心』」と名称を変更しました (p.11 参照)。
支援員の養成と支援体制	基礎講座を 5 月から 7 月まで 6 回、中級講座は 7 月から 9 月まで 6 回開催する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、全ての講座を中止しました。 令和 2 年 11 月 30 日現在の支援体制は、犯罪被害相談員 6 名、犯罪被害者等給付金申請補助員 4 名、電話・面接相談員 15 名、犯罪被害者直接支援員 12 名、自助グループ支援員 4 名、事務局職員 3 名となっています。
研 修	中国四国ブロック研修会の令和元年度の下半期は、令和 2 年 1 月岡山で実施しました。令和 2 年度全国被害者支援ネットワーク主催の中国四国ブロック研修会の上半期 (令和 2 年 9 月) は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止になりました。また、V S C O 独自の継続研修として、事例に基づき、支援のあり方等について月 1 回の研修を行っていますが、令和 2 年は同様の理由により 4～6 月の研修を中止しました。
広報・啓発	(機関誌の発行) 1 月に機関誌「心いつでもそばに」第 15 号を 4,000 部発行し、会員等へ業務内容、活動状況等の報告を行うとともに、フォーラム等の参加者に配布し、V S C O の P R を行いました。 「いのちと魂のメッセージ展」のパネル展 研修会、フォーラム、官公庁のロビー等で開催し、被害者の声を発信しました。 岡山市との共催事業「犯罪被害者支援を考える市民のつどい」開催 令和 2 年 2 月 8 日 (土) 岡山市地域ケア総合推進センター (岡山市) 参加者 77 名 基調講演 「性暴力という犯罪～同意とは何か」 講師 千葉大学教授 後藤 弘 子 氏 V S C O の発表 「被害者支援の現状について」 講師 V S C O 支援員 家野 昌子 ミニコンサート クラリネット演奏 岡山県委託事業「犯罪被害者支援研修会」開催 令和 2 年 10 月 9 日 (金) ピュアリティまきび (岡山市) コロナ対策のため、同じ内容で午前の部と午後の部に分けて開催。対象者は、県及び市町村職員、警察職員、一般市民、V S C O 会員・賛助会員。参加者 87 名 (午前 41 名、午後 46 名) 演題Ⅰ 「V S C O の被害者支援協力弁護士の立場から見えること」 講師 V S C O 代表理事 平松 敏 男 演題Ⅱ 「犯罪被害者の現状とその支援」 講師 V S C O 理事 片山 文 岡山県警委託事業「犯罪被害者支援フォーラム 2020 in おかやま」開催 令和 2 年 11 月 29 日 (日) ピュアリティまきび (岡山市) 参加者 157 名 基調講演 「光市母子殺害事件が時を超えて私達に訴えるもの」 講師 ジャーナリスト 門田 隆 将 氏 V S C O の発表 「被害者支援の現状について」 講師 V S C O 支援員 家野 昌子 情報の発信 ①ホームページで、V S C O の毎日の情報を発信しています。 ②フォーラムの開催案内をしています。 ③ラッピングバス (1 台) による「性犯罪被害者等支援センターおかやま」の P R をしています。
募 金 活 動	赤い羽根共同募金会の「テーマ募金」で「地域から孤立をなくそう」ささえあいプロジェクトを実施しました。この募金活動で、目標額を集めることができました。
自販機の設置	犯罪被害者支援自動販売機の設置を呼びかけ、12 月 31 日現在 76 か所に設置しています (p.13 参照)。
助成事業の実施	日本財団の預保納付金助成事業として、ボランティア相談員養成講座の開設や相談員に対する研修を実施する計画でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため、実施できませんでした。



V S C O 代表理事・平松敏男が旭日小綬章を受章

平松代表理事は、令和 2 年 11 月 3 日秋の叙勲により、「旭日小綬章」を受章しました。1975 年に弁護士登録。2005 年 4 月から 1 年間、日弁連常任理事、岡山弁護士会会長を歴任。2014 年 8 月から V S C O の代表理事に就任、爾来代表理事及び協力弁護士として、犯罪被害者支援に情熱を捧げています。

2020年度総会の開催

2020年度定時社員総会は、6月20日、岡山市北区平和町の「後楽ホテル」で開催されました。2019年度事業報告を行い、同年度決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録が承認されました。また、8名の理事、1名の監事が選任されました。

○ **選任された理事** 嶋村稔、難波光、若林久義、中島豊爾、松村正基、川野豊、加藤裕司、片山文

○ **選任された監事** 森本治雄

○ **表彰状の贈呈** V S C O 支援員 中村純子

○ **感謝状の贈呈**

正会員歴10年の個人 1名 難波 光

賛助会員歴10年の団体 1団体 備北信用金庫

多額寄付の団体 9団体 (株)サンシャイン、(株)ファーム、

(株)岡田商運、(株)みのる化成、

J X T G エネルギー(株)、岡山理科大学、

倉敷中央病院、(株)倉敷アイビースクエア、(株)大本組

多額寄付の個人 1名 (匿名希望)

事業推進協力者 1名 真邊和美



総会開会

○ 2019年度収支報告書(概要)

(収入) 正会員及び賛助会員会費、地方公共団体補助金・負担金、地方公共団体委託費、民間助成金、寄付金、雑収益等＝合計 18,270 千円

(支出) 相談事業費、直接支援事業費、相談員等養成研修事業費、広報啓発事業費、管理費等＝合計 16,112 千円
当期経常増減額は2,158千円の増額で、当期一般正味財産増減額は、経常外増減額(会費徴収不能額)△552千円を加えて1,606千円の増額となった。

○ 2020年度事業計画(重点目標)

2020年度は、次の諸点を重点目標として、特色ある活動を行う。

(1) 犯罪被害者支援のための活動を、常時多面的かつ総合的に展開する。

(2) 関係機関との連携を深める。

(3) 地域の総合力を生かした活動を展開し、また広報啓発に努める。

(4) 財政基盤を確立強化する。

○ 基調講演

新型コロナウイルス感染予防のため行わなかった。

※社員総会後の理事会において、業務執行理事として嶋村稔、難波光が選任されました。

○ 令和2年度の役員等

顧問 村田吉隆(元国務大臣・犯罪被害者等施策担当)
岡崎 彬(岡山ガス会長)
皆木英也(公益社団法人岡山県暴力追放運動推進センター
元専務理事)
松田 久(岡山商工会議所会頭・両備ホールディングス(株)
副会長)

代表理事 平松敏男

業務執行理事 嶋村 稔、難波 光

理事 若林久義、中島豊爾、川野豊、加藤裕司、松村正基、
片山 文

監事 森本治雄

事務局長 藤原一徳

2019年度収支報告書(概要)(単位:千円)

会費（正会員・賛助会員）	2,696	
地方公共団体補助金	1,670	
民間助成金	2,561	
地方公共団体委託費	8,103	
寄付金	3,162	
雑収益	78	
経常収益合計	18,270	
公益目的事業	相談事業	6,267
	直接的支援事業	1,194
	養成・研修事業	2,423
	広報啓発事業	3,127
	公益目的事業共通	1,025
法人会計	2,076	
経常費用合計	16,112	
当期経常増減額	2,158	

計 報

V S C Oの理事・川野豊(享年69)が、令和2年9月7日永眠いたしました。
生前に賜りましたご厚誼に感謝申し上げます。

フォーラム（令和2年1月～12月）

「性暴力という犯罪 —同意とは何か—」

岡山市との共催で「犯罪被害者支援を考える市民のつどい」

●講師 後藤 弘子 氏 千葉大学教授

ピュアリティまきび 2/8

同意とは何か

1980年代に流行した松田聖子さんの歌「Rock'n Rouge」に、「Kiss はいやと言っても反対の意味よ」という歌詞があります。違います。「いや」と言ったら「いや」なんです。というのが、今日の講演の中心です。

2018年ノーベル平和賞が示すこと

2018年のノーベル平和賞は、**デニ・ムクウェゲ氏とナディア・ムラド氏**でした。ムクウェゲさんは、紛争地域でひどい性被害にあった被害者を治療している産婦人科の医師です。21世紀以降、紛争地域では、ミサイルを撃ち込まなくても、**女性をレイプすることで、相手を無力化**することが行われています。性暴力によって女性を傷つけるということが、戦争のひとつの手段となっています。ナディア・ムラドさんは、**性暴力の被害者**で、性奴隷になった状態から逃げ出しました。映画「On Her Shoulder」は、性暴力の被害者である彼女にどれだけの重荷を負わせているか、という映画です。



講師 後藤 弘子 千葉大学教授

2018年、この二人にノーベル賞が与えられたということは、「**性暴力**のことについて考えろ」「性暴力の**被害者の声**を聴け」ということです。

性暴力かどうか考えるとき「同意」がすべて

Youtubeの同意に関する紅茶の動画にあります。誰かに紅茶をいれても、「紅茶が飲みたくない人に、無理やり飲ませてはいけません。途中で気を失った人に無理やり紅茶を飲ませてはいけません。昨日紅茶を飲みたいと言ったからといって、今日、飲みたくない人に飲ませてはいけません」という動画です。この動画は、同意とは何かをわかりやすく説明しています。ぜひ、ご覧ください。

Kissをしようとしたときに、対等な関係だと、相手に断る自由があります。しかし、残念ながら、**日本は男女が平等ではなく**、女性は、本当は「いや」だけど、「いや」と言えないこともあります。

日本における #Mee Too

なぜ、2018年に性犯罪に関するノーベル平和賞が出たか。これは、2017年に、アメリカで、**『#Mee Too 運動』**が広がったからです。この動きは、「**フラワーデモ**」など、日本にも存在しています。

伊藤詩織さんの事件については全国版で報じられ、皆さんご存じだと思います。伊藤さんは、意識のない状態で性行為をされました。警察に行き告訴したのに、加害者は刑事事件で不起訴となりました。伊藤さんは、民事裁判で加害者と争いました。2019年12月、裁判所は、加害者が伊藤さんの同意がないのに性行為をしたと認め、伊藤さんが全面勝訴しました。伊藤さんは、2017年に自分の体験を「ブラックボックス」という本に書きました。2018年に英国BBCが放映したテレビドキュメンタリー番組「Japan's Secret Shame」では、私も日本の法律の解説をしています。

伊藤さんは民事裁判に勝訴して、マスメディアが取り上げてくれましたが、それまで2年間、メディアは沈黙していました。他にも、セクハラ事件がありましたが、被害者が名前を出すことがありませんでした。日本では、**被害者が自分の名前を出しにくい**ので、**『#Mee Too 運動』**が広がらないのです。

私は、千葉県で、二つの団体に関わっています。性暴力被害の被害者を支援する「ちさと」と、もうひとつ、子どものシェルター「子どもセンター帆希」です。帆希では、**性被害にあったお子さんを保護**しています。今まで、何十人もの性被害を受けた子どもたちを保護しています。自分の父親から性虐待

を受けた子ども、祖父から性虐待を受けた子ども。中には父親の子どもを妊娠してしまった子どももいます。なぜ、そんなひどいことができるのか。それは、子どもが自分の思いどおりになり、「No」と言える人間だと思っていないからです。しかし、これらの子どもたちのケースは事件化されないために、その多くが性犯罪の被害者として認められません。

アメリカでは、司法の判断がなくても、性被害の被害者だと認めてもらえます。しかし、日本では被害者と認めてもらえず、**バッシングを受ける**ことが多い。なぜ、日本では沈黙を破った人にバッシングするのでしょうか。それは、残念ながら、**日本では女性の地位が低いから**です。2018年の世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数」は、149カ国中110位、2019年はなんと153カ国中121位です。

十分でない刑法の改正

2017年、刑法の性犯罪規定が改正されました。この中で良かったと思うのは、**監護者わいせつ罪・監護者性交等罪**です。親が、親であるという権力を利用して子どもに性暴力をふるってはいけないということです。子どもは、**親に「No」と言えません**。

今回の改正法には、3年後の見直しがあります。今年2020年はまさに、その年になっています。

「暗い夜道で知らない人から襲われる」だけが、性犯罪ではありません。実際の性被害は、「**明るい昼間に顔見知りから襲われて、被害者は凍り付いて抵抗できない**」です。それに基づいて、性犯罪の法律も変えていかなくてはなりません。

法律の性犯罪成立要件として、**暴行・脅迫や抗拒不能（抵抗ができないこと）**があります。現在の刑法では、暴行・脅迫がなければ、同意のない相手に性交しても犯罪にはなりません。暴行・脅迫がなくても、抵抗できないことはあります。実際に襲われたときは、「キャー」と言って逃げるのではなく、凍り付いて動けないのです。**不同意性交がそれだけで犯罪になる……**そういう法律をつくってほしい。これが被害者と私の望みです。

スウェーデンの状況

スウェーデンでは、2018年に新しい法律ができました。この法律は、**「Yes Means Yes 型」**です。スウェーデンでは、性交のとき相手が「自発的」でなければ、レイプとなります。自発的に参加しなければだめです。2年以上6年以下の拘禁刑、これはスウェーデンでは重い刑罰です。同意したかどうかは、言語・行動・その他の行動によって判断します。以前は「No Means No 型」でした。この法律は、「この社会では、同意のない性行為は許さない」というメッセージです。

性暴力の被害者に必要なこと

性暴力の被害者に必要なことは、**●「被害者」として社会的（公的）に承認すること ●被害者に被害によって失われた力を取り戻してあげること ●情報の提供をし、選択肢を増やすこと**です。

この中でも、一番大事なのは、被害者だと承認してあげることです。**全ての性暴力が性犯罪**とならないといけません。今のままだと、司法に訴えるハードルが高すぎます。

最後に

最初に言ったように、「Kiss はいやと言っても反対の意味よ」ではありません。「いや」は「いや」「No」は「No」です。

●性犯罪をなかったことにしない ●沈黙を破る被害者を支援する ●沈黙を破ることを強制しないことを一人一人が支援する社会を望みます。

2017年性犯罪に関する法律は改正されましたが、これを「てこ」として、運用を変えていく必要があります。何より、社会が性犯罪被害者の声を受け止め、性犯罪被害者が被害者として、支援を受けながら社会生活を送れるようにしていかなければなりません。スウェーデンのように、法律で**「同意のない性行為を許さない」**ことが、社会の意識を変えるのです。



より詳しい要約は [VSCO の HP](#) へ （支援員 I）

フォーラム（令和2年1月～12月）

『「光市母子殺害事件」が時を超えて私たちに訴えるもの』

●講師 門田 隆将氏 作家・ジャーナリスト

（『なぜ君は絶望と闘えたのか 本村洋の3300日』『死の淵を見た男—吉田昌郎と福島第一原発』『疫病2020』他著書多数）

ドラマ化された『なぜ君は絶望と闘えたのか』は、平成22年度文化庁芸術祭テレビ部門・ドラマの部で大賞を受賞

岡山県警察本部、岡山県と共催で

「犯罪被害者支援フォーラム2020inおかやま」

ピュアリティまきび 11/29

犯罪被害者等基本法ができる前

2004年、犯罪被害者等基本法ができる前は、犯罪被害者は、裁判ではただの証拠物、何の権利もありませんでした。本当にひどいものでした。

門田さんは、『週刊新潮』の記者であった90年代、山形県の中学校校体育館用具室で起きた「マット死事件」の取材をしました。中1の男の子が、7人の子どもたちによって巻かれたマットの中に逆さまに入れられ、亡くなりました。子どもがこんな苦しい死に方をするなんて、他に何も考えられません。山形県警は、犯人の中学生らを逮捕しましたが、ガラス細工を扱うように人権に配慮し、少年法により、名前は一切公表されませんでした。マスコミは、「人権、人権」と言いましたが、**被害者の人権に配慮はありません**でした。



講師 門田 隆将氏

光市母子殺人事件

光市母子殺人事件は、1999年4月、本村さんが勤務している間に起きました。18歳の少年Aが、本村さん宅に点検業者を装って入り込み、妻の弥生さん（23）の首を絞めて殺害し、死後レイプ。母親の元にハイハイしてきた当時11ヶ月の夕夏ちゃんを床にたたきつけ、それでも夕夏ちゃんが息を吹き返し、泣きながらはって来たので、持ってきた剣道の小手を締める紐で首を絞めて殺しました。弥生さんは押し入れに隠され、夕夏ちゃんは押し入れの天袋に投げ入れられました。**少年事件なので、事件の詳細は被害者遺族の本村さんにも知らされませんでした。**

Aの刑事裁判の初公判の冒頭陳述で、初めて事件の詳細を聞いた本村さんと、門田さんは、喫茶店で会いました。本村さんは、「殺します。絶対に犯人を殺します」と、言いました。また、「絶対に自分を許せない」と、喫茶店で大きな声をあげました。本村さんは、帰宅して押し入れで冷たくなった弥生さんを見つけたとき、自分の腰が抜け、弥生さんを抱きしめることができませんでした。「最後まで自分を呼んだであろう、その変わりにはたてた弥生を抱きしめてやることもできなかったんです。私は、そんな自分が許せないんです」と。

門田さんは、本村さんに手記を書くことを薦めました。本村さんは、「手記を書くには条件があります。**少年の名前が実名**でなければ嫌です」と言いました。この条件に他のマスコミはすっと退散しました。少年法61条で「少年が犯した事件について名前や住所、容貌などその少年と推し量ることができるような記事、写真、新聞、その他の出版物を掲載することを禁じている」からです。門田さんは、それは、パンを盗んだり人を殴ったりなどの「非行」を犯した「少年」へのことであり、二人の人間を殺した「重大犯罪の犯人」は、「非行のある少年」にはあたらないと、実名での『週刊新潮』への掲載に踏み切りました。「妻と娘の命を奪った18歳少年をなぜ実名報道しない」という手記の中で、本村さんは、**少年だけの人権とプライバシーが守られる理不尽**を訴えました。

被害者の権利を

当時、犯罪被害者に権利はありませんでした。本村さんには、Aの裁判に弥生さんと夕夏ちゃんの遺影を



持ち込むことも認められませんでした。本村さんは、弥生さんと夕夏ちゃんに、裁判を見せたかったのですが、遺影を傍聴席に持ち込むためには、遺影に黒い布をかけなければなりませんでした。本村さんは、「ごめんね。パパを許してね」と、謝って遺影に布をかけました。

2000年1月、東京で「**犯罪被害者は訴える**」というシンポジウムが開かれました。妻を殺人事件で殺された岡村勲弁護士らが、いかに犯罪被害者がいないがしろにされているかを訴えました。最後に登壇した23歳の本村さんは、「裁判は、加害者に刑罰を与えるだけの場ではありません。我々**被害者と加害者が和解する場**でもあり、我々被害者の**被害回復の場**であり、我々被害者が**立ち直るためのきっかけとなる場**でもあります。我々の存在を忘れないでほしい。我々被害者を裁判から遠ざけないでほしい」「私が弥生や夕夏から学んだことを社会に反映させ、少しでも社会がよい方向に動いてほしい」と、訴えました。この日、「全国犯罪被害者の会（あすの会）」が誕生しました。



司法の山が動いた

2000年3月、Aに無期懲役の判決が出ました。少年は、無期懲役でも早ければ8年で出てきます。記者会見で、本村さんは、「犯人を目の前に連れてきてください。私が殺します」と、驚きの言葉を発しました。すさまじい怒りから出た言葉でした。そして、「遺族だって回復しないといけないんです。人を恨む、憎む、そういう気持ちを乗り越えて、また優しさを取り戻すためには・・・死ぬほどの努力をしないとけないんです」と、泣きながら声を絞り出しました。その場にいた記者達も泣いていました。テレビで、この言葉はそのまま報道されました。殺人予告です。普通なら考えられないことです。これで、社会が動きました。

当時の小渕首相は、「無辜の**被害者への法律的な救済**が、このままでいいのか。本村さんの気持ちに政治家として答えたい」と発言しました。この言葉に、一言の批判も出ませんでした。なぜなら、小渕さんの目に涙が浮かんでいたからです。小渕さんは、その約2ヶ月後に急死しましたが、「形骸化した刑事裁判を国民の手にもどしたい」と、熱い気持ちをもった政治家でした。小渕首相が設置した司法制度改革審議会の最終意見書の中に「裁判の過程に国民が参加し、**国民の健全な社会常識**を裁判の内容に生かす」という文言が盛り込まれました。2009年裁判員制度が始まり、また、2004年、小泉首相のもとで**犯罪被害者等基本法**が施行されました。

死刑判決

2006年、最高裁が高裁に審理を差し戻し、2008年、Aは高裁の差し戻し控訴審により、**死刑判決**を受けました。死刑判決の翌日、門田さんは、Aに面会しました。初公判から9年、Aは、死刑判決に「胸のつかえがありました・・・」と、言いました。「殺めた命に対して、命をもって償うのはあたりまえ。きちんと恩返しをして死刑になりたいと思います」と、言いました。Aは、4年前に出会った**教誨師**によって変わったのです。「自分自身が死刑になるかも」と、いうことで、やっと**命の重さと向き合えた**のかも知れません。門田さんは、10回以上Aと面会をしました。門田さんが久しぶりに会いに行くと、Aは、「やっと来てくれた」と、いう関係でした。しかし、やがて家族以外の面会を禁止する外部交通権遮断となり、Aとは会えなくなりました。「死刑囚の心の安寧を保つためにも、『面会を続けたい』と、死刑囚が希望すれば、続けてもよいのでは」と、門田さんは訴えています。

私たちが守らなければならないもの

私たちが守らなければならないのは、**家族の平穏な暮らし**です。本村さんは、「家族を守れなかった。抱きしめてやれなかった」と、泣きました。悪いことをする少年から、私たちは、自分の娘や息子や家族を守らなければなりません。**少年が罪を犯したら、厳しい罰を与えて「絶対にやってはいけない」と、教えることも必要です**。少年だからといって甘やかすことは、社会のためにも少年のためにもなりません。

本村さんは闘い、その本村さんを多くの人が支えました。「本当に多くの人のための闘いの末に今日がある。闘ってきた方たちに私は本当に感謝いたします」と、門田さんは、講演を締めくくりました。

(支援員 T)

少年法の中の被害者

1 少年法で被害者はどのように扱われてきましたか。

昭和 24 年に施行された少年法には、平成 12 年に改正されるまで、**被害者に関する規定はありませんでした。**

2 少年法で被害者が無視された理由は何ですか。

被害者が無視された理由は、少年法が、次のとおり**少年の健全な育成を目的**としているからです。少年法が犯罪を行った加害少年を**非行少年**と、事件を**少年保護事件**と、手続きを**少年保護手続**と呼んでいることもその現れです。

- i 少年法は、加害少年の非行（少年保護事件では加害行為を犯罪行為と言わず非行と呼びます）について、「少年の健全な育成」（非行から立ち直らせ社会復帰をされること）を目的としていたこと
- ii 少年法は、加害少年の非行について、**親や社会の教育の不適切・不十分な対応の結果のいわば被害者**としてとらえ、親に代わって国（家庭裁判所、少年院、保護観察所等）が**強制的に再教育**を行い、加害少年を非行から立ち直らせ社会に復帰させることを「健全な育成」と考えていたこと。

これは、**加害少年の可塑性**（変化する可能性があること）のため、犯罪を行った少年も、適切な教育的措置を施せば、健全な社会人として育つ可能性が高いという考えによるものです。

3 少年の保護手続きである審判は公開されていますか。

少年保護手続きである**審判は原則として非公開**です。健全育成のため、情報は公開しないのです。

4 被害者が加害少年の情報を知ることができるようになったのはいつ頃からですか。

被害者に関する規定ができたのは、平成 12（2000）年少年法が改正され、**被害者配慮制度が新設**されたときからです。次のような**凶悪な少年犯罪**が発生したことも影響しました。

- ① 神戸連続児童殺傷事件（酒鬼薔薇聖斗事件）（1997 年）
- ② 光市母子殺害事件（1999 年）
- ③ 栃木リンチ殺人事件（1997 年）
- ④ 豊川主婦殺害事件（2000 年）
- ⑤ 西鉄バスジャック事件（2000 年）

5 被害者配慮制度はどのような内容になっているのですか。

被害者配慮制度は、平成 12 年以降に新設された次のような制度のことを言います。被害者配慮制度は、その名のとおり「**配慮**」であり、被害者の「**権利**」として設けられたものではありません。

【家庭裁判所】

- ア 少年保護事件の記録の閲覧・謄写：（法 5 条の 2）
- イ 被害者等の意見聴取制度：（法 9 条の 2）
- ウ 被害者等による少年審判の傍聴：（法 22 条の 2）
- エ 被害者等に対する審判状況の説明：（法 22 条の 6）
- オ 審判結果等通知制度：（法 31 条の 2）

【家庭裁判所以外】

- カ （少年審判後の被害者等通知制度）
保護処分（少年院送致・保護観察）に対する被害者配慮制度

6 被害者にも少年保護事件の記録閲覧・謄写ができるようになったということですがその内容を教えてください。

- （1） この規定は、被害者等が損害賠償請求の権利行使のために明記されたものです。少年保護事件の記録には、**法律記録**（捜査機関から送致された記録）と**社会記録**（社会調査によって作成される調査記録）がありますが、被害者が閲覧・謄写できるのは法律記録のみです。
- （2） 被害者等から見た留意点
加害少年の**前歴・補導歴・生育歴等の社会記録が一切閲覧できない**ので、被害者は不安です。

7 被害者等の意見聴取制度とは何ですか。

- (1) 平成 12 年の少年法改正により**被害者等の意見聴取制度**(刑事事件の意見陳述制度に似た制度)が新設され、被害者等が、家庭裁判所に対し、自分の気持ちや事件についての意見を陳述することができるようになりました。
- (2) 3つの方法
意見を述べる方法には、次の3つの方法があり、どの方法によるかは、裁判官が、被害者等の希望を踏まえて決めます。
 - ① 審判期日に審判の場(審判廷)で裁判官に対して述べる。
 - ② 審判以外の場(審判廷外)で裁判官に対して述べる。
 - ③ 審判以外の場(審判廷外)で家庭裁判所調査官に対して述べる。
- (3) 被害者等から見た上記①～③の留意点
 - ① 審判廷で**加害少年に直接**被害者の気持ちを聞いてもらうことができますが、少年保護事件のほとんどが審判期日に審理終了後、直ちに審判(処分決定)を言い渡されるため、裁判官はすでに、調査官調査・調査官意見を参考に審判の処分内容を決めていると思われます。被害者は、裁判官が被害者の意見を配慮してくれたのか疑問に思います。
 - ② 審判廷外で**裁判官に対し、直接意見を述べる**ことができますが、裁判官が時間を長くとってくれなかったという意見もあります。
 - ③ **家庭裁判所調査官**は十分時間をとって意見を聞いてくれたが、報告書にまとめられた要旨では、裁判官や加害少年に自分の気持ちが伝わらなかったのではないかと、被害者が思ったこともありました。

8 被害者等による少年審判の傍聴はどのような場合できるのですか。

- (1) 平成 20 年の少年法改正により、一定の重大な事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合に、少年の年齢及び心身の状態、事件性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、**被害者等による傍聴**ができることになりました。
- (2) 一定の重大事件とは、次のような事件です。
 - ① 犯罪少年又は**12歳以上**の触法少年に係る事件であること
 - ② 次の掲げる事件で刑罰法令に触れる者(ただし、**被害者を傷害した者については、生命に重大な危険を生じさせたときに限られます。**)
 - i 故意の犯罪行為により被害者等死傷させた罪
 - ii 刑法 211 条(業務上過失致死傷等)の罪
 - iii 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(過失運転致死傷)の罪

9 被害者等に対する審判状況の説明はどのようにしてできるのですか。

- (1) 平成 20 年の少年法改正により**審判期日の日時・場所、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果**等審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができるようになりました。
- (2) 被害者等から見た留意点
被害者等に対する審判状況の説明制度は、過去の審判状況の説明であり、**事前に審判期日がいつか、審判期日に何をするか、処分決定がいつかについては、被害者に対して知らされません。**

10 審判結果等通知制度とは何ですか。

被害者等は、家庭裁判所へ申し出て、次のような内容の通知を受けることができます。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 少年及びその法定代理人の氏名及び住居 | ③ 決定の主文 |
| ② 決定の年月日 | ④ 決定の理由の要旨 |

審判以後の保護処分の申出先

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| i 少年院送致の場合 | ⇒ 少年鑑別所 |
| ii 保護観察の場合 | ⇒ 保護観察所 |
| iii 児童自立支援施設又は児童養護施設送致の場合 | ⇒ 申出規定なし |

児童自立支援施設又は児童養護施設送致の場合通知制度がないので、加害少年がどのようなかわからず、被害者にとって大きな不安となっています。

11 被害者配慮制度はどの程度利用されているのですか。

全国家庭裁判所および岡山家庭裁判所における少年保護事件の平成30年1月～12月の意見聴取制度の利用度は次のような状況です。

	全国家庭裁判所総数	岡山家庭裁判所総数
事件総件数	64,000 (件数)	1,134 (件数)
意見聴取申出総数①②③	936 (人)	33 (人)
①審判廷で裁判官に	19 (人)	2 (人)
②審判廷外で裁判官に	90 (人)	1 (人)
③審判廷外で家庭裁判所調査官	98 (人)	4 (人)
審判状況説明	301 (人)	5 (人)
傍聴申請	54 (人)	2 (人)
結果通知申請	824 (人)	22 (人)

- (1) 事件総数に比して利用件数が少ないのは、**被害者配慮制度の広報・啓発が十分でないこと、被害者がその利用の仕方が分からない**のではないかと思います。
- (2) 被害者配慮制度は、刑事事件の被害者参加制度のように、検察官が被害者に制度の説明をしてくれることはありません。被害者は、**パンフレットを渡されても大変分かりにくく、利用し易い制度とは決していえません。**
- (3) 少年事件では、**審判開始決定から審判の処分決定までの期間が短く**、また、被害者に**審判期日等の連絡もありません**。被害者は、審判がいつ終わり、処分がどのようなになったのかの情報が入らず不安です。加害者が未成年者であるか成人であるかの違いにより被害者の置かれた状況には大きな開きがあります。刑事事件と比べて少年保護事件では被害者は蚊帳の外に置かれ、無視されていると考えられます。

少年法とVSCOの支援

中学生のAさんは、学校帰りに待ち伏せしていた同じ中学校に通う加害少年Bに、空き家に連れ込まれ、「殺すぞ」と脅迫され、目隠しをされたうえ強制わいせつ行為をされました。

Bは、事件直後に逮捕され、**家庭裁判所**に送られました。Aさんは、VSCOに電話で相談してきました。VSCOの支援員と協力弁護士が、Aさん本人とご両親と面接を行いました。Aさんの母親は、自分が外出していたためAさんが被害に遭ったのだと、自分を責め、ショックで食欲もなくなり、夜も眠れなくなりました。VSCOの支援員は、犯罪被害に精通した精神科医を紹介し、その診察にも付き添いました。

少年事件なので、**少年院に入っても半年ほどで出てきます**。最初、両親は、「大ごとになると逆恨みをされ、近所に住むBが地元に戻ってからまた狙われるのではないかと、心配していました。協力弁護士は、「Bがきちんと処分を受ければ、また狙うことはない。Bを罰しないで泣き寝入りすると、後でAさんが精神的に辛くなる可能性がある。弁護士に委任すれば、少年審判でも意見を言い被害者側の気持ちを示せる。弁護士は、直接加害者と交渉することができる」と、Aさんの両親を説得しました。

VSCOの協力弁護士は、B側に次の**要望**をしました。

- ① Aさんと日常生活でも会わないようにしてほしい
- ② 県外の学校に転校してもらいたい
- ③ Aさんが通う高校と顔を合わさない高校へ行ってもらいたい
- ④ Aさんと顔を合わさないように住居を変ってもらいたい



B側からは、しばらく経って、代理人弁護士を通してBの父母から謝罪がなされ、できるだけ顔を合わさないように努力するとの回答がありましたが、具体的な回答はありませんでした。少年事件には、刑事事件のように意見陳述制度はないのですが、**被害者配慮制度**により意見を述べるすることができます。Aさんの両親は、**審判以外の場で家庭裁判所調査官に対し意見を述べる方法**により、VSCOの協力弁護士立会のもとで**家庭裁判所調査官の調査で意見を述べ**、さらに調査で述べなかったことについて、詳細な意見補充書を提出しました。

加害少年に対する審判の結果は、被害者に通知されません。したがって、審判がいつなされ、審判の内容がどのようなものであったかについては、被害者であるAさん・両親・代理人弁護士には分からないのです。そのため、被害者側は大変不安な時期を過ごすことになります。そこで、VSCOの協力弁護士から家庭裁判所に対し、**審判結果等の通知申出**をした結果、加害少年に対する審判結果は、「**少年院送致**」でした。

少年院送致された少年が、少年院においてどのような処遇をされているのかを知るために、少年鑑別所に対し、**加害者処遇状況等通知希望申出**をし、加害少年の処遇の状況、退院の時期等を知らせてもらいました。その後、BはAさんの近所から転居し、転校しました。また、高校も通学で顔を合わせないようにしました。Aさんと両親は心の整理と対応ができました。現在、Aさんは、元気に高校に通っています。

岡山県

岡山県
産婦人科医会

性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター

性暴力被害者支援センター「おかやま こころ 心」

岡山県警察

VSCO

あなたや大切な人が性暴力・性犯罪被害にあった時…

ひとりで悩まないで
～ためらわず、すぐお電話を～



VSCOと連携して次の支援を行います

- 必要に応じて、支援員が病院や警察・検察・裁判所などへ付き添います。
- 産婦人科・精神科の紹介や検査費等を助成します。
- 犯罪被害に精通している弁護士を紹介します。

◆ もし被害にあった時は…

72時間以内に産婦人科に行きましょう。妊娠や性感染症の可能性からあなたの身体と心を守るため、72時間以内の適切な対処が必要です。

被害者サポートセンターおかやま（VSCO）の**緊急支援金制度**でお手伝いできることもあります。

岡山県警察の**公費負担制度**など無料で受診できる方法もあります。

◆ あなたは悪くありません。ためらわずにお電話を！

どんな相談でもかまいません。お名前は伏せてもかまいません。ひとりで悩まないで、ためらわずお電話ください。相談料は無料です。

ひとりで悩み泣き寝入りすることのないよう、私たちは、受けた被害から立ち直りふたたび平穏な生活を取り戻せるよう支援します。

◆ 性暴力・性犯罪被害を受けると…

悲しみ、不安、恐怖などで、混乱した状態になります。何も考えられなくなったり、何も感じなくなったり、ひとりぼっちと覚えることや、不眠や過呼吸になることもあります。

被害を受けた後は、多くの人がこうした反応を経験します。誰にでも起こりうる、当然の反応です。

◆ 家族や友人の方へ

身近で大切な人が性犯罪・性暴力被害を受けたことを知ったとき、あなた自身も動揺しショックを受けるかも知れません。そんな時は、身近な大切な人の気持ちを受けとめてあげてください。そして、「おかやま心」にご連絡ください。

おかやま心 こころ 専用電話

086-206-7511

月～土 10:00～16:00（祝日・年末年始は休み）

全国共通番号

はやくワンストップ

#8891

岡山県では、「おかやま心」に繋がります

被害者支援活動の実施状況

2020年1月～12月分

1 相談件数

■電話（継続相談を含む）

378（月平均 31.5）

■面接（継続相談を含む）

28（月平均 2.3）

■面接相談の端緒

電話相談後	28	他機関の要請	0
その他	0	計	28

2 相談の内訳

■男女別相談件数（継続相談を含む）

男	95	女	302	不明	9	計	406
---	----	---	-----	----	---	---	-----

■相談（被害）内容（継続相談を含む）

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人・傷害致死	34	交通死亡事故	33
強盗（致死傷）	0	交通事故	3
強制性交等	78	財産的被害	11
強制わいせつ	97	DV	7
その他の性暴力	16	ストーカー	22
暴行・傷害	8	虐待（いじめ）	6
その他の身体犯	0	その他	91
危険運転致死傷	0	計	406

3 紹介（件数）

岡山弁護士会	4	県消費生活センター	3
L A 岡山	0	交通事故相談所	0
法テラス岡山地方事務所	0	「おかやま被害者支援ネットワーク」加盟機関（上記以外）	0
精神科医	0	警察	5
臨床心理士	0	上記以外の機関	15
県女性相談所	0	計	28
県中央児童相談所	1		

4 直接的支援関係（回数）

警察関連支援		行政窓口等付添		
警察への付き添い	10	県女性相談所への連絡・付添い	5	
被害届・告訴状の提出サポート		県・市児童相談所への連絡・付添い		
被害者連絡制度の利用		関係機関連絡会議への出席と連携		
警告等の申出のサポート		公営住宅等の確保等		
検察庁関連支援		引っ越し・住民票開示等		
検察庁への付き添い	9	病院付添い <td rowspan="4">17</td>		17
被害者等通知制度の利用		病院（産婦人科医含む）紹介・付添		
不起訴記録の開示		エイズ検査への立会		
検察審査会への申立など		精神科医の紹介・付添い		
出所情報の確保など		自宅訪問		2
裁判関連支援		生活支援		0
弁護士相談への付添い	38	宿泊施設提供		0
刑事裁判・審判への付き添い		その他		5
代理傍聴		法テラスへの付添い		
意見陳述のサポート		仲裁センターへの付添い		
保護命令申立など		マスコミ対応		
証人の遮蔽・ビデオリンクなど		その他		
		自助グループ		4
		自助グループ開催		
合計 90				

5 犯給金等申請の補助（申請した件数）

犯給金申請のサポート	0
犯罪被害者遺児等に対する奨学金給付のサポート	0
まごころ奨学金申請のサポート	0

6 支援金（支給した件数）

全国ネット被害者緊急支援金の給付	0
VSCO 犯罪被害者支援金の支給	10
VSCO 性犯罪被害者緊急支援金の支給	0

性暴力被害者支援センター「おかやま心」の相談状況

2020年1月～12月分

1 相談件数（継続相談を含む）

86（月平均 7.2）

2 相談の内訳

■男女別相談件数（継続相談を含む）

男	19	女	59	不明	8	計	86
---	----	---	----	----	---	---	----

■相談（被害）内容（継続相談を含む）

強制性交等	27
監護者性交等	1
強制わいせつ	26
監護者わいせつ	1
その他の性被害	0
DV	1
ストーカー	4
その他	26
計	86

3 相談の端緒（件数）

HP	14	リーフレット	1
警察教示	1	マスコミ	1
ナビダイヤル	0	ラッピングバス	2
タウンページ	0	不明	5
友人	2	計	29
他機関	3		



VSCOからのお願い

犯罪被害者支援自動販売機の設置にご協力ください

VSCOでは、関係各位のご協力により、VSCO支援自販機を設置していただいています。

自販機の設置により、設置者から、販売手数料の全部または一部を寄付していただくものです。寄付金は、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族の支援に充てられます。社会貢献の一環として、この自販機を設置していただける方や団体を募集しています。設置を検討して下さる場合は、VSCOの事務局へご連絡ください。



岡山地方法務局本局・岡山西出張所（2台）

——— たくさんのご寄付をいただき、ありがとうございました。 ———

【自販機設置場所】

※名称は設置場所、設置順に記載

公益財団法人慈圭会 慈圭病院、(株)岡田商運（2台）、手打ちうどん名玄（2台）、西の屋赤坂店、ドコモショップ平井店、ドコモショップ総社店、ドコモショップ津山小田中店、ドコモショップ岡山瀬戸店、(有)西山建設商事、(株)西山組、西の屋菊ヶ峠店、西の屋美作店、環太平洋大学（2台）、天野産業（株）、おかやまフォレストパーク ドイツの森、(株)セキュリティハウス、みのる産業（株）本社工場（3台）、みのる化成（株）クリーンボックス工場（2台）、みのる化成（株）くろがね工場（2台）、みのる化成（株）牟佐工場、ENEOS（株）水島製油所、エムシー・ファークコム（株）（5台）、(合) LEAP JAPAN、岡山理科大学（6台）、(株)大本組 本社ビル、モリマシナリー（株）、ナカシマプロペラ（株）、JFEスチール（株）西日本製鉄所JFE見学センター、吉備国際大学、小金井自動車学校（栃木県）、神戸西インター自動車学校（兵庫県）、太秦自動車教習所（京都府）、公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院、(株)倉敷アイビースクエア、三菱自動車工業（株）水島製作所、医療法人社団尚志会 福山城西病院（広島県）、サンコー印刷（株）、社会医療法人盛全会 岡山西大寺病院、みのる化成（株）本社、JR伊部駅、新見公立大学（2台）、(株)サンラヴィアン（2台）、岡山済生会総合病院、(株)千田組 第二機材センター、(株)千田組 本社、アットパーク大供第2駐車場、玉野総合医療専門学校、友田たばこ店、(有)大成玩具、アップル歯科クリニック、横井コミュニティハウス、グッドライフグループ津高介護センター、津島新野（フジワラ）、美川コミュニティハウス、岡山地方法務局、岡山地方法務局 西古松合同庁舎、(株)大本組 山一化学工業（株）岡山工場作業所（2台）、（設置台数76台）

【協力ベンダー会社】

(株)伊藤園、(株)キリンビバックス、(株)コーシン、(株)サントリービバレッジサービス、(株)ジャパンビバレッジホールディングス、(株)スギノ、(株)野口商店、(株)フジタ商事、(有)金藤乳業、(有)日東ベンディング中国、FVジャパン（株）、コカ・コーラボトラーズジャパン（株）、ネオス（株）、ヒカリエンタープライズ（株）

本で広がる支援の輪～ホンデリング～にご協力ください

不要になった書籍を、所定の申込書とともに、段ボール箱や紙袋にお詰めいただき、段ボール箱等の表面にVSCOのホームページからダウンロードした申込書を貼ってください。（申込書は、VSCO事務局から郵送することも出来ます。）

ただし、ISBNのない本、百科事典、個人出版本、雑誌は取り扱いできません。

募金箱の設置をお願いします

店舗、病院、企業等にVSCOの募金箱を置かせてください。
12月31日現在、岡山県遊技業協同組合の加盟店・病院・美容院・喫茶店等 59か所に設置していただいています。



一般財団法人「厚生会」から毎年多額の寄付金をいただいております。
ご支援ありがとうございます。

正会員・賛助会員になって、VSCOをサポートしてください

年会費は、次のとおりです。

正会員	個人	1口	10,000円	賛助会員	個人	1口	2,000円
	団体	1口	30,000円		団体	1口	10,000円

ご不明の点は、VSCOの事務局（電話 086-223-5564）へお問い合わせください。

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（VSCO） 会員名簿

（2020.12.31 現在 50 音順 敬称略）

会員の皆様、いつもご支援ご協力ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

正会員 【個人】

逢沢 一郎	衆議院議員
阿部 俊子	衆議院議員
荒木 信之	弁護士
家野 昌子	非常勤講師
石井 正弘	参議院議員
石尾 玲子	
板垣 和彦	弁護士
板野 次郎	弁護士
井田千津子	弁護士
出原 陽平	看護師
伊東 京子	
井上 志乃	
井上 雅雄	弁護士
井上 陽介	弁護士
今村恵美子	弁護士
上田紗英子	弁護士
浦上 雅彦	岡山市議会議員
江尻 健二	農業
江田 五月	元参議院議員
江見由香里	
大塚 愛	岡山県議会議員
奥田 哲也	弁護士
鬼木のぞみ	岡山市議会議員
加藤 航平	弁護士
加藤 裕司	自由業
金重恵美子	セントラル・クリニック伊島院長
木口 京子	県議会議員
桐野 忠夫	地方公務員
小山 実	岡山商科大学付属高校 教員
作花 知志	弁護士
澤畑 優太	弁護士
嶋村 稔	
陶浪 保夫	弁護士
高井 崇志	衆議院議員
高橋 雄大	岡山市議会議員

高原 俊彦	岡山県議会議員
高山 裕子	弁護士
竹原 幹	瀬戸内市議会議員
田尻 祐二	岡山市議会議員
田村比呂志	弁護士
坪井 一彦	社会福祉ボランティア士
津村 啓介	衆議院議員
寺田 和子	保健師
飛山 美保	弁護士
富岡 美佳	
中島 豊爾	岡山県医療センター 理事長
中原 淑子	岡山市議会議員
中村 純子	
鍋島 千秋	
難波 光	
新谷 恭二	株式会社リースキン岡山 代表取締役
西野 淑子	弁護士
萩原 誠司	美作市長
橋本 岳	衆議院議員
羽場頼三郎	岡山市議会議員
播間 友恵	主婦
日笠 久栄	
東 隆司	弁護士
東原 透	岡山市議会議員
平井 芳和	飲食店
平松 敏男	弁護士
平松 真紀	弁護士
平松 真澄	
福田 司	岡山県議会議員
藤原 一徳	団体職員
藤原 恭子	
堀井 茂男	慈圭病院 名誉院長
前原 幸夫	税理士
松村 正基	会社員
松本 好厚	岡山市議会議員

真邊 和美	女性問題アドバイザー
三木 亮治	岡山市議会議員
水内 淳一	
宮本美穂子	弁護士
三好 英宏	弁護士
村田 吉隆	元衆議院議員
室賀 康史	室賀ネジ機工株式会社 代表取締役
森本 治雄	税理士
森脇 正	弁護士
森脇 久紀	岡山県議会議員
安田 寛	弁護士
山崎 悦子	
山下 貴司	衆議院議員
山本美津子	
山本 諒平	弁護士
祐源 伸康	平松法律事務所事務員
吉田由紀子	
若林 晶子	
若林 久義	会社役員
和氣 健	岡山市議会議員

以上の他に匿名希望 14 名、合計 104 名です。

正会員 【団体】

弁護士法人 菊池綜合法律事務所
株式会社 サンエイシステム

株式会社 山陽設計
蜂谷工業 株式会社

以上の 4 団体です。

賛助会員 【個人】

赤木 泰之	岡田 孝文	嶋村 洋子	中西 邦夫	本城 宏一	山水祐喜子
池本しおり	奥津 光生	白川 智久	中村 叡子	前田 厚美	山本 賢昌
池本 茂	小野 恭平	白髭 泰子	中山 正汎	正木 さわ	吉田 誠
石井 光子	小野富貴子	新谷 芳子	中山美恵子	松本 一三	渡辺 節生
石川 浩子	小埜 雄一	神土 純子	難波 賀恵	三浦 一男	
出井 敏雅	片山 和良	杉山 奉文	新保 恭三	水川美代子	
伊藤 述史	勝浦 義政	鈴木 正二	二階堂 保	水舟 雪枝	
猪木 健二	河端 武史	角南 真澄	仁木 壯	光畑 俊行	
今井 洋子	川畑 広美	妹尾さくら子	西村 卓代	三村日出子	
岩瀬 玲子	木口 兵衛	高橋 茂	花田 雅行	三村美智子	
岩津 安閑	木村 健治	高橋 吉保	日笠 栄	三宅 邦子	
上山 俊明	木村 佳子	瀧本 孝	東 政代	向井 一紀	
江尻美恵子	日下 知子	伊達 勝則	正田 克繁	森本 政美	
大熊 昌子	熊代 哲士	千脇 幹子	平田 祥之	八代 武利	
太田垣弘枝	黒瀬 治樹	土器 悦子	平部 一美	安信 政男	
大橋 孝叔	小林 淳	中川 佳子	藤井 恵子	矢野 有哉	
大森 一枝	崎本 敏子	長崎 司	藤原 忠文	山崎 真男	
岡崎 尚子	笹井 初音	永瀬 隆一	藤原悠紀子	山崎 資司	
岡田 明子	芝田 正剛	中塚 多聞	逸見 知子	山田 成一	

以上の他に匿名希望 93 名、合計 193 名です。

賛助会員 【団体】

株式会社 アイスライン	株式会社 ジョセイ新聞社
アサヒ通信システム 株式会社	株式会社 ストライプインターナショナル
株式会社 大手饅頭伊部屋	株式会社 セキュリティハウス
株式会社 大原組	総社花萬 株式会社
岡山医療生活協同組合	株式会社 中国銀行
岡山県貨物運送 株式会社	中国建設工業 株式会社
岡山県民共済生活協同組合	株式会社 トマト銀行
公益社団法人 岡山県看護協会	株式会社 トンボ
岡山市連合婦人会	ナカシマプロペラ 株式会社
おかやま信用金庫	中谷興運 株式会社
岡山タイヤ販売 株式会社	有限会社 中村保険企画
医療法人社団 操仁会 岡山第一病院	ネットトヨタ山陽 株式会社
岡山トヨペット 株式会社	株式会社 バーズコミュニケーション
株式会社 小倉組	備北信用金庫
木下サーカス 株式会社	福山電業 株式会社
一般財団法人 倉敷成人病センター	更生保護法人 備作恵済会 古松園
クラブン 株式会社	三井住友海上火災保険 株式会社 岡山支店
医療法人 ミネルヴァクリニックソフィア	株式会社 みなみ
株式会社 廣栄堂	みのるホテル事業 株式会社（後楽ホテル）
サンコー印刷 株式会社	株式会社 山田養蜂場
山陽事務機 株式会社	山本建材 株式会社
株式会社 山陽新聞社	一般財団法人 共愛会 芳野病院
株式会社 サンラヴィアン	
公益財団法人 慈圭会 慈圭病院	
株式会社 システムタイズ	
医療法人 清水医院	
医療法人 清水レディス・クリニック	
昭和ホンダ販売 株式会社	

以上の他に匿名希望 3 団体、合計 53 団体です。

被害者支援員養成講座を受講してみませんか？

(被害者サポートセンターおかやま《VSCO》^{ヴィスコ}主催)

被害者サポートセンターおかやま^{ヴィスコ}は、犯罪による被害者や、その家族・遺族の方に対して、電話・面接相談や警察・検察庁・裁判所や医療機関・行政へ付き添うなどの支援を行っています。

2021年度の支援員養成講座を開催し、支援員(第16期生)を募集します。

研修委員会の判断により、受講をお断りすることがあります。

「人間として被害者をほっておけないと考える感性が豊かな方」の応募を期待します。

【応募資格】

- ★ 被害者支援の活動に参加できる方
- ★ 被害者支援について学びたい方
- ★ 職務上、被害者支援について学ぶ必要のある方
- ★ 被害者支援ボランティアとして活動したい大学生

【会場】 きらめきプラザ
(岡山市北区南方)

基礎講座

定員 一般30名・学生60名 講座回数 6回
資料代 6,000円(初回一括・ただし大学生は無料)
申込締め切り 令和3年5月19日(水) 申込用紙は下記サイトから

時間 13:30～16:30

- 1回 5月29日(土) 開講式、被害者支援の歴史・VSCOの活動内容について
- 2回 6.7月中 刑事裁判の傍聴と解説
- 3回 6月26日(土) 女性の被害(DV等)の対応について、性犯罪被害者のサポート
- 4回 7月 3日(土) 経済的被害からの回復、消費者被害と消費生活センターの働き
- 5回 7月17日(土) 児童虐待と児童相談所の働き、ストーカー被害者のサポート
- 6回 7月24日(土) 交通事故被害者のサポート
最愛の家族の命を奪われた遺族の立場から、開講式

基礎講座修了者(原則皆勤の方)の中から希望で(審査あり)

中級講座

本人の希望と面接、VSCOの審査

被害者支援補助員として登録

～詳しくは、VSCOホームページをご覧ください～

VSCO岡山

検索



(基礎講座のひとつです)

相談・支援は無料 秘密厳守

犯罪被害相談電話

にーさん こころに
086-223-5562

性暴力被害者支援センター「おかやま心(こころ)」

086-206-7511

月～土 10時～16時

(ただし、祝日及び年末年始を除きます)

岡山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援団体

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま

ヴィスコ
(VSCO)

事務所を移転しました

事務局 〒700-0824 岡山市北区内山下二丁目2番15号
電話 (086)-223-5564
FAX (086)-201-5564
E-mail vsc@vsc.co.info
H P http://vsc.co.info



この機関誌は、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて作成しています。